東社労第４８号

令和２年５月１９日

統括支部長　 各 位

支部長　 各 位

部会長・委員長　 各　位　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　東京都社会保険労務士会

会　長　　寺　田　　晃

（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染予防に係る対応について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当会の事業運営につきまして、格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和2年５月４日に政府が緊急事態宣言を５月31日まで延長し、東京都においても引き続き同日までの間それまで

　　と同様の感染防止対策を取るよう要請がありました。

これらの要請を受け、東京都社会保険労務士会は下記のとおり対応することといたしましたので引き続き、ご理解ご

協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

**①研修・セミナー**

○東京会主催

６月３０日までの間、開催予定の研修・セミナーは、原則として引き続き中止にいたします。

この間の必須研修、有料研修・セミナーについてはeラーニング等個別に対応いたします。

○統括支部・支部主催

６月３０日までの間、開催予定の研修・セミナーは引き続き中止又は延期とするようお願いいたします。

※中止・延期に伴い発生した費用については、内容を精査し、その全額又は一部を東京会が負担いたします。

**②会　議**

○東京会主催

６月３０日までの間、開催予定の会議等は原則として引き続き中止いたします。なお、必要性・緊急性の高いも

のについては、会長が判断し決定することといたします。

**※ただし、開催する場合は、マスク着用、手洗い(消毒)・うがい、換気（出入口開放）、座席距離確保、風邪症状がある場合の出席自粛等、必要な予防措置を講じてください。**

○統括支部・支部主催

６月３０日までの間、会議等の開催、中止又は延期については、引き続き統括支部長又は支部長のご判断にお任

せします。

**※ただし、開催する場合は、マスク着用、手洗い(消毒)・うがい、換気（出入口開放）、座席距離確保、風邪症状がある場合の出席自粛等、必要な予防措置を講じてください。**

**③厚生事業**

○東京会主催

引続き６月３０日までの間、厚生事業のイベント（社労士スポーツ大会）を中止いたします。

○統括支部・支部主催

６月３０日までの間、厚生事業は引き続き自粛するようお願いいたします。

**④会館貸出**

６月３０日までの間、統括支部・支部、関係団体、自主研究グループ等への会館貸出は、原則として引き続き中

止いたします。　ただし、統括支部・支部、関係団体が上記②の会議に利用する場合は、この限りではありません。

**⑤懇親会**

６月３０日までの間、上記①～③にかかる行事開催後の懇親会については引き続き自粛してください。

**⑥手続き等の方法について**

４月８日付け及び４月２０日付けの東京会HP会員サイト及びメールマガジンでも配信しておりますが、事務局の窓口を当面の間休止することとなりましたので、会員登録の変更等のお手続きに関しては来館ではなく郵送でご申請いただきますようお願いいたします。

各手続に関しては締め日の設定があるものもございますので、詳細については東京会ＨＰ会員サイトの「トピックス」

掲載記事（３月１８日付）及び、事務局からのお知らせ「その他の手続きについて」の情報をご覧いただき、不足書類

のないよう確認の上ご郵送くださいますようお願いいたします。

**※７月１日以降の対応につきましては、追ってお知らせいたします。**

**東京会へのご来館の際には、マスク着用など、各人で新型コロナウイルス感染症防止対策を取っていただいた上でお越しください。**

**なお、すべての会議・研修等において、厚生労働省の情報に準じ、次のいずれかの症状にあてはまる場合は、ご出席を控えていただくとともに、早期にかかりつけ医又は保健所にご相談ください。**

**皆様方のご理解、ご協力をお願い申し上げます。**

●**息苦しさや強いだるさ、高熱などの強い症状がある。**

**●高齢者や基礎疾患のある人などで、発熱や咳など軽い風邪症状がある。**

**●軽い風邪症状が続く（４日以上の場合は必ず）。**

**●味覚や嗅覚の異常がある。**